

## 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

在日米軍の軍人や軍属、その家族らによる事件や事故は、旧日米安保条約の発効後1952年から現在までに全国で21万件を超え、日本人の死者はおよそ1,100名とも言われている。

警察発表によると、2022年だけでも殺人や強盗、強制性交等の刑法犯での摘発は沖縄県で54件、神奈川県17件、東京都14件、山口県で13件など1都9県で計106件が確認されており、いずれも在日米軍施設がある自治体に多く、中でも沖縄県における件数は圧倒的多数を占めている。

米軍機墜落事故も同様にあり、国民の安全・安心が脅かされ、この状況を早急に正して行くことが求められている。しかし、事件・事故の背景には、国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法や、事故の際、日本側に立入権がないこと、あるいは容疑者の身柄がアメリカ側の手中にある場合、日本の警察は容疑者を逮捕することなく捜査を進めざるを得ず、事実上起訴することが大変難しいといった刑事裁判権における米軍の特権などを定めた日米地位協定がある。

補足協定等により、運用改善が図られているものの日米地位協定は締結以来、一度も改定されておらず、こうした状況に対し日本弁護士連合会は2014年に協定改定への意見書を提出している。ドイツにおいては、ボンの補足協定が1959年に締結されて以降、数度にわたって改正されていることと比べると、非常に対照的である。

全国知事会は、2018年7月に、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない現況であることから、日米地位協定の改定、基地の整理・縮小・返還の促進等と合わせた「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択したが、提言内容が実現したとは言い難い状況から、2020年11月に再度、「米軍基地負担に関する提言」を行っている。

また、全国各地の地方議会でも、意見書採択の取組が広がっており、全国市議会議長会では、日米地位協定の改定に関する要望書がこれまで何度も採択されている状況である。

今なお続く米軍関係者等による犯罪に対して、被害に遭われた本人ならびにその家族の心情を思うとき、これまでのような日米地位協定の運用改善での対応では限界があるため、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に改定することは急務であると考えます。

よって、本市議会は、国において、下記事項を実現されるよう強く求めるものである。

### 記

1. 米軍機の飛行について、最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を、原則として米軍にも適用させること。
2. 米軍関係者による事件・事故に対し、国内法を適用させること。
3. 事件・事故時、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。
4. 自治体の基地立入権の保障を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月25日

堺市議会

|        |    |
|--------|----|
| 内閣総理大臣 | 各宛 |
| 総務大臣   |    |
| 外務大臣   |    |
| 防衛大臣   |    |